



内閣感染症
危機管理統括庁

資料 1

市町村行動計画変更の進捗状況と今後の対応について

令和8年1月

- 1．市町村行動計画の変更（概要、スケジュール）**
- 2．市町村行動計画変更に対する支援**
- 3．市町村行動計画変更の進捗状況と課題**
- 4．今後の市町村行動計画の変更に係る進捗状況の報告について**
※「市町村行動計画の変更に係る進捗状況の報告について」（令和7年12月5日付事務連絡）

市町村行動計画の変更（概要）

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市区町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。
- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。

【市町村行動計画に定めるべき事項】

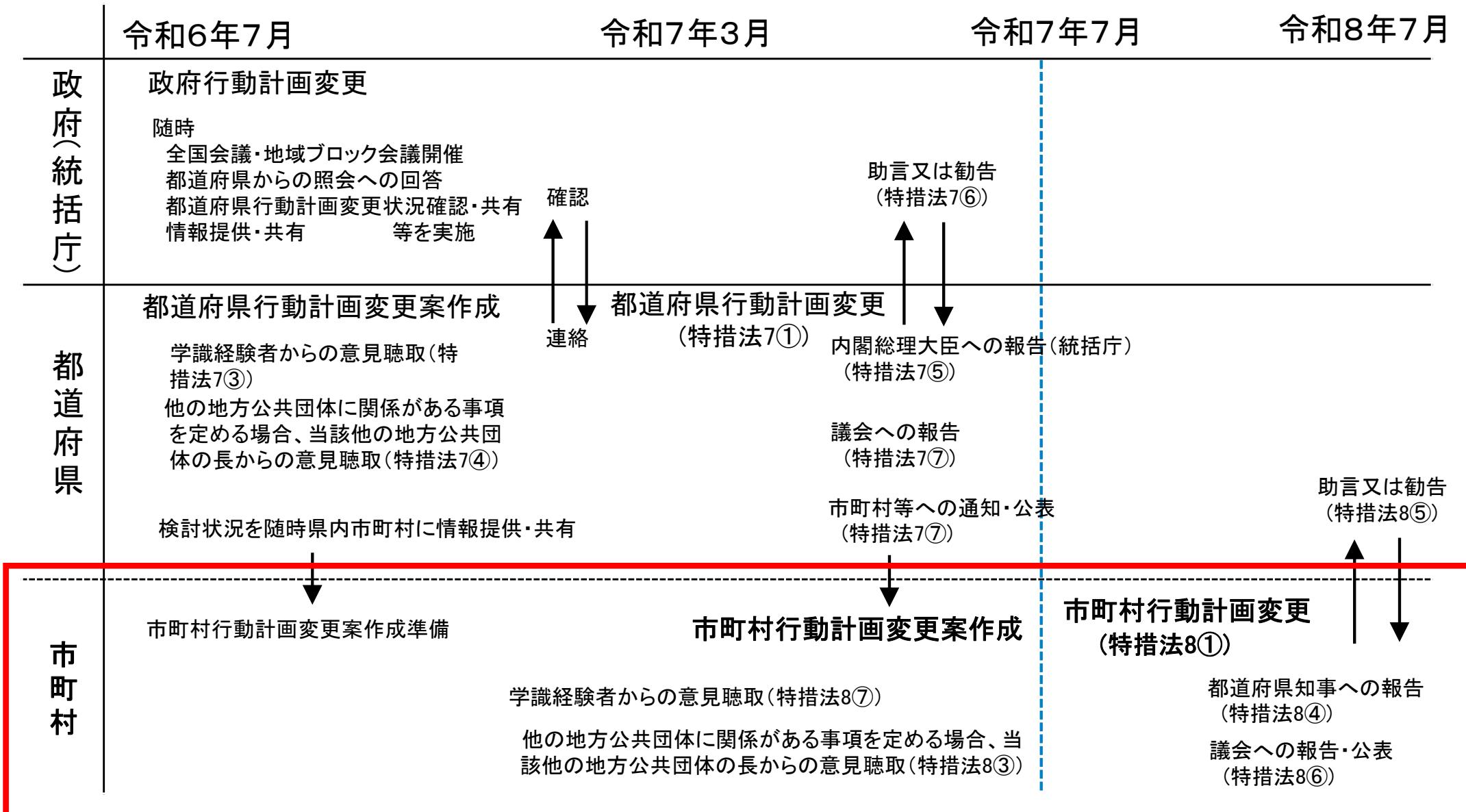
- ・新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・次に掲げる措置に関する事項
 - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、R6年7月に政府行動計画が変更、R7年春～夏に各都道府県行動計画の変更が完了。その後速やかに市町村行動計画の変更を行う必要がある。
⇒市町村行動計画の変更は、令和8年7月（都道府県行動計画の1年後）までに完了させることを目途とする旨要請（R6.12.26事務連絡）

【特措法上必要なプロセス】

- ・学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関する事項を定める場合のみ）
- ・都道府県への報告
- ・議会への報告・公表

市町村行動計画の変更（スケジュール）



- ・市町村行動計画の変更是、概ね令和8年7月までに完了させるよう要請
- ・都道府県あてに、各都道府県内市町村の進捗状況に係る照会を定期的に実施（R6.12.26事務連絡（R7.12.5事務連絡で一部変更））

市町村行動計画変更に対する支援

統括庁による支援

①市町村行動計画作成の参考資料として「市町村行動計画作成の手引き」（手引き）を更新し提供

- ・市町村行動計画の標準的な章立て並びに政府行動計画及びガイドラインにおいて市町村が取り組むこととされている項目の抜粋を示したもの。
　　政府行動計画の項目：記載必須
　　ガイドラインの項目：検討の参考
- ・「保健所設置市・特別区向け」と「それ以外の市町村向け」の2種類を作成。

②質疑対応（隨時）及び質疑応答集（月1回）の共有、会議等を通じた情報共有

③都道府県による市町村への支援状況等を月1回取りまとめ、都道府県間で共有

都道府県による支援

①政府及び都道府県の取組に係る情報提供、助言、質疑対応

②各都道府県における支援の例

- ・県行動計画の内容を踏まえた独自の記載例の作成・提供
- ・市町村からの照会事項を整理したQ&Aの共有
- ・学識経験者による意見聴取のため、市町村への学識経験者の紹介、保健所長会・医師会等の関係団体への協力依頼
- ・県内市町村の進捗状況について、市町村名を伏せた状態で情報共有 等

市町村行動計画変更の進捗状況と課題

市町村行動計画変更の進捗状況（R7.12.5現在）

	1.変更作業着手	2.学識経験者意見聴取 (特措法8⑦)	3.地方公共団体の長からの意見聴取 (特措法8③)	4.市町村行動計画変更 (特措法8①)	5.都道府県知事への報告 (特措法8④)	6.議会への報告・公表 (特措法8⑥)
全国 完了数	1602/1741市町村	487/1741市町村	405/1741市町村	44/1741市町村	19/1741市町村	16/1741市町村

- 約92%の市町村が計画変更に着手済み。

課題及び今後の対応

- 統括庁及び各都道府県において、市町村に対する様々な支援を行っているが（前頁）、一部の市町村において、令和8年7月までの変更完了が困難となるおそれがある旨の意見もある
- 全市町村が令和8年7月までに計画変更を完了できるよう、現時点で未着手の市町村については、早急に変更に着手していただく必要がある

⇒ 今後は市町村単位で進捗状況を把握し、支援の充実を図るとともに、期限内の対応が困難と見込まれる市町村については、都道府県を通じて必要な働きかけを実施（具体的な方法については次頁以降）

今後の市町村行動計画の変更に係る進捗状況の報告について（1/2）

令和8年1月の報告

※令和7年12月5日付事務連絡「市町村行動計画の変更に係る進捗状況の報告について」で依頼（回答期日：1月26日（1月5日時点））

○ 市町村単位で、各実施項目の進捗を回答

	都道府県名	調査項目	1.変更作業着手	2.学識経験者意見聴取（特措法8⑦）	3.地方公共団体の長からの意見聴取（特措法8③）	4.市町村行動計画変更（特措法8①）	5.都道府県知事への報告（特措法8④）	6.議会への報告・公表（特措法8⑥）
○○県	○○県	完了数	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村
		進捗率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		全市町村完了（見込）	令和7年5月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月
	○×市		○	—	—	—	—	—
	△□町		○	○	○	○	—	—

○ 1月時点で変更作業に未着手の市町村については、未着手となっている理由及び7月中の完了に向けたスケジュール等の回答

○○県

○令和8年1月5日時点で、変更作業が未着手と回答した市町村について、以下の記載をお願いいたします。

市区町村名	1. 変更作業が未着手の理由	2. 今後のスケジュール

⇒ 必要に応じ、該当する市町村を有する都道府県のヒアリングを実施

今後の市町村行動計画の変更に係る進捗状況の報告について（2/2）

令和8年4月以降の報告

※令和7年12月5日付事務連絡「市町村行動計画の変更に係る進捗状況の報告について」で依頼（詳細は別途連絡）

- 調査を毎月の実施に変更
- 調査時点で計画変更未了の市町村は完了見込み時期を回答



都道府県名	調査項目	1.変更作業着手	2.学識経験者意見聴取 (特措法8⑦)	3.地方公共団体の長からの意見聴取 (特措法8③)	4.市町村行動計画変更 (特措法8①)	5.都道府県知事への報告 (特措法8④)	6.議会への報告・公表 (特措法8⑥)	完了目途日
○○県	完了数	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村	○/○市町村	
	進捗率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	全市町村完了（見込）	令和7年5月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	
○×市		○	—	—	—	—	—	
△□町		○	○	○	○	—	—	

- 完了見込みが8月以降と回答した市町村については、作成完了までの今後の対応方針等を回答

○○県

○令和8年●月●日時点で、完了目途日が8月以降と回答した市町村について、下記の記載をお願いいたします。

市町村名	1. 完了目途日が、令和8年7月末の期限を超過する見込みの場合、具体的な理由	2. 今後の対応方針

市町村行動計画に係る特措法の規定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。
(略)

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（中略）

8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（略）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

【参考】指定地方公共機関の業務計画の変更について

- 指定地方公共機関は、都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成する。（特措法第9条）
- 都道府県行動計画が変更されたことを踏まえ、指定地方公共機関が、必要に応じ業務計画の変更等の対応を適切にとることができるように、指定公共機関の対応なども参考に、指定地方公共機関に対する情報提供等をお願いしたい。

【参考資料】「指定公共機関の業務計画の業種別分析結果」

【参考資料】

(R7.12.18 令和7年度指定公共機関情報連絡会 資料)

※本資料に関するお問い合わせ先 事業者班

指定公共機関の業務計画の業種別分析結果

指定公共機関・業務計画について

「新型インフルエンザ対策特別措置法」において、公共的機関や医療関係、ライフライン事業者等が指定公共機関として指定されており、新型インフルエンザ対策業務に関し業務計画の作成・要旨の公開が義務付けられている。

	指定公共機関	業務計画
概要	新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、 その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する事業者	指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その新型インフルエンザ対策業務に 関し作成が義務付けられ ている
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法	同左
具体例	<p>以下の事業者 計119機関</p> <ul style="list-style-type: none">• 公共的機関 (国立健康危機管理研究機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会 等)• 医療• 医薬品・医療機器又は再生医療等製品• インフラ・ライフライン事業者 等	<p><u>例：日本赤十字社</u></p>  <p>以下等について整理</p> <ul style="list-style-type: none">• 新型インフルエンザ等対策の実施体制• 情報収集・共有体制• 感染対策の検討・実施• 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法• 教育・訓練• 計画の見直し

調査対象機関

指定公共機関合同机上訓練を企画するにあたり、指定公共機関の業務計画を分析を実施。分析対象は、本年までに改定（もしくは改定しないことを大臣報告済み）した事業者を対象とした（12月5日時点）。

所管省庁	業界	事業者		
厚生 労働省	医療 (独法・業界団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人労働者健康安全機構 ・ 一般社団法人日本ワクチン産業協会 ・ 独立行政法人国立病院機構 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立健康危機管理研究機構 ・ 日本赤十字社 ・ 公益社団法人日本医師会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人日本歯科医師会 ・ 一般社団法人日本医療法人協会 ・ 公益社団法人日本薬剤師会
	医療 (医療機器・製薬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ K Mバイオロジクス株式会社 ・ 株式会社トップ ・ グラクソ・スミスクライン株式会社 ・ 沢井製薬株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社ジェイ・エム・エス ・ 第一三共株式会社 ・ 武田薬品工業株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テルモ株式会社 ・ ニプロ株式会社 ・ 中外製薬株式会社
経済 産業省	電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的運営推進機関 ・ 株式会社JERA ・ 沖縄電力株式会社 ・ 関西電力グループ（2社） ・ 九州電力グループ（2社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国電力グループ（2社） ・ 中国電力グループ（2社） ・ 中部電力グループ（3社） ・ 東京電力グループ（4社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北陸電力グループ（2社） ・ 北海道電力グループ（2社） ・ 電源開発グループ（2社） ・ 日本原子力発電株式会社
	ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京ガスグループ（2社） ・ 大阪ガスグループ（2社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東邦ガスグループ（2社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部瓦斯株式会社
財務省	金融	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行 		
総務省	電気通信	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループ（5社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク株式会社
	放送	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK 		
	郵便	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本郵便株式会社 		
国土 交通省	空港・航空	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全日本空輸株式会社 ・ 中部国際空港株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本航空株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成田国際空港株式会社
	貨物自動車運送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐川急便株式会社 ・ 西濃運輸株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本通運株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤマト運輸株式会社
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道旅客鉄道株式会社 ・ 九州旅客鉄道株式会社 ・ 東海旅客鉄道株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西日本旅客鉄道株式会社 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 ・ 西武鉄道株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東武鉄道株式会社 ・ 阪神電気鉄道株式会社 ・ 阪急電鉄株式会社
	フェリー・海運	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太平洋フェリー株式会社 ・ NX海運株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴見サンマリン株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 井本商運株式会社

分析の観点

指定公共機関の業務計画を分析にあたっては、統括庁の「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（令和6年8月30日）」を踏まえ、想定する感染症、平時の取組、発生時の取組、計画のフォローアップの4点とした。

事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
(令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁)

<BCP策定・実施の留意点>

1. 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
 - (1) 危機管理体制の整備
 - (2) 情報収集・共有体制の整備
2. 感染対策の検討・実施
 - (1) 平時における感染対策の検討
 - (2) 発生時における感染対策
 - (3) 海外勤務する従業員等への対応
3. 新型インフルエンザ等に備えた事業継続の検討・実行
 - (1) 事業継続方針の検討
 - (2) 事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定
 - (3) 重要な資源等の確保
 - (4) 人員計画の立案
 - (5) 新型インフルエンザ等発生時における BCP の策定・実行
4. 教育・訓練
5. 点検・改善



分析サマリ(1/4)

指定公共機関の業務計画を分析した結果、医療業においては、欠勤の想定や重要業務の峻別、政府の動きに応じたフェーズごとの対応などが詳細に記載されている傾向が見られた。記載内容の詳細度については、大きな差は見られなかつた。

※未改定事業者は、分析対象外

共通事項

医療

(独法・業界団体等)
(14社中9社改定済)

医療

(医療機器・製薬)
(12社中10社改定済)

① 想定する 感染症

- 特措法に定める「新型インフルエンザ等」を想定
- 従業員の最大40%の欠勤想定
- 従業員の最大40%の欠勤想定

② 平時の取組

- 国等からの情報収集
- 国等関係機関との情報共有
- 感染物資のための物品の備蓄
- 自治体や関連医療機関と共同で衛生用品等を備蓄
- 自治体や関連医療機関と共同で衛生用品等を備蓄
- 想定されるリスクを想定し、業務の優先順位を整理

③ 発生時の取組

- 感染症対策の励行
- 対策本部の設立
- 役割分担、指示命令系統の明確化
- 正確で迅速な情報収集・発信を重視
- 政府の「初動期」「対応期」ごとに業務の優先順位に応じた人員計画の刷新
- 政府の「初動期」「対応期」に分けた対応を規定
- 重要業務(ワクチン製造等)に注力

④ 計画の フォローアップ

- 知識の普及
- 訓練の実施
- 業務計画の見直し
- 感染対策マニュアルの整備と周知

—

分析サマリ(2/4)

指定公共機関の業務計画を分析した結果、電力業界やガス業界においては、欠勤の想定や重要業務の峻別、政府の動きに応じたフェーズごとの対応などが詳細に記載されている傾向が見られた。金融業においては、通貨の発行等を優先業務とし、そのために連絡体制を整備することが記載されていた。

※未改定事業者は、分析対象外

電力
(27社中25社改定済)

ガス
(7社中7社改定済)

金融
(1社中1社改定済)

① 想定する 感染症

- ・ 従業員の最大40%の欠勤想定
- ・ 新型インフルエンザ等以外の疾病流行にも業務計画の準用を明記

—

② 平時の取組

- ・ 協力会社等との連携を確認
- ・ 情報交換を行う機関名を整理
- ・ 感染疑いがかかる場合における連絡体制の整備

③ 発生時の取組

- ・ 重要業務(電力確保)と縮小業務を明確に分類
- ・ コミュニケーションエラーに伴うリスクの低減
- ・ 特定接種対象者を選定し、予防接種の説明・同意取得者を名簿で管理
- ・ 政府の「初動期」「対応期」に分けた対応を規定
- ・ 部署ごとの重要業務を明記し、対応期には重要業務以外は中止
- ・ 通貨の円滑な発行と調節、決裁システムの安定運行に向けた優先業務の整理

④ 計画の フォローアップ

- ・ 関係他機関の訓練への参加を明記
- ・ 関係他機関や関係行政機関の訓練への積極的な参加を明記
- ・ 関係機関との訓練
- ・ 防災訓練との有機的な連携に配慮
- ・ 感染症予防策等に対する知識の教育

分析サマリ(3/4)

指定公共機関の業務計画を分析した結果、電気通信業であれば重要通信の確保、郵便であれば重要郵便物の配達等、業界ごとに重要視すべき業務が明確になっている傾向が見られた。

※未改定事業者は、分析対象外

電気通信
(7社中7社改定済)

放送
(1社中1社改定済)

郵便
(1社中1社改定済)

① 想定する感染症

—

—

—

② 平時の取組

- ・非常時の体制を確認
- ・情報提供依頼がある際には情報提供
- ・本社危機管理部署での対応
- ・総務省との連携

③ 発生時の取組

- ・**重要通信の確保**を最重要視
- ・**政府等への情報提供**を重要視し、体制を柔軟に変更
- ・**重要郵便物を特定**し、社員数に応じて計画管理

④ 計画のフォローアップ

- ・関係他機関の訓練への参加を明記

—

—

分析サマリ(4/4)

指定公共機関の業務計画を分析した結果、航空業は通信の確保と参集手段の明確化を重視しており、海運業であれば関係する船舶の就航状況の把握や船長間での情報共有を重視している傾向が見られた。また、改定前の政府行動計画の感染想定を使用している業界も見られた。

※未改定事業者は、分析対象外

空港・航空
(5社中4社改定済)

貨物自動車運送
(5社中4社改定済)

鉄道
(22社中9社改定済)

フェリー・海運
(17社中4社改定済)

① 想定する 感染症

—

—

- 旧政府行動計画
(8~10週間の流行)に
準拠

② 平時の取組

- 通信手段の確保と参
集基準の明確化を重
視
- 参集手段(使用する交
通手段)、代替要員の
確保を計画

—

—

- 関係船舶の就航状況
を把握

③ 発生時の取組

- 主要路線別のリスクを
分析し人員を優先配
置
- 現地の感染状況に応
じた待機、帰国指示

- 国等からの運送要請への
対応

- 利用者への感染防止
の徹底や、感染防止
協力呼びかけ
- 減便を明記している企
業も

- 対策本部と船長間に
おいて情報共有できる
体制を確保
- 国等からの運送要請へ
の対応

④ 計画の フォローアップ

—

—

- 関係他機関の訓練へ
の参加を明記